

令和元年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第6号）						
招集年月日	令和元年6月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和元年6月14日 午前10時00分			議長	徳永正道
	散会	令和元年6月14日 午後4時04分			議長	徳永正道
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 15名 欠席 1名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	岩本恭典	○	9	豊永喜一	○
	2	市岡貴純	○	10	永井英治	○
	3	難波文美	○	11	皆越てる子	○
	4	加賀山瑞津子	○	12	小見田和行	○
	5	橋本誠	○	13	奥田公人	○
	6	久保尚人	○	14	溝口峰男	○
	7	小出高明	○	15	久保田久男	○
8	森岡勉	○	16	徳永正道	○	
議事録署名議員	12番 小見田和行		13番 奥田公人			
出席した議会書記	事務局長 大林弘幸		事務局書記 丸山修一			
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	尾鷹一範	○	教育長	米良隆夫	○
	総務課長	土肥克也	○	教育課長	木下尚宏	○
	企画財政課長	片山守	○	会計管理者	田中伸明	○
	税務課長	那須正吾	○	農林振興課長	甲斐真也	○
	町民課長	宮原恵美子	○	商工観光課長	北口俊朗	○
	生活福祉課長	上村哲夫	○	建設課長	大藪哲夫	○
	高齢福祉課長	出田茂	○	上下水道課長	林敬一	○
	健康推進課長	松本良一	○	農業委員会事務局長	船津宏	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第6号）

- 日程第 1 議案第 4号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 9号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第10号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第11号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第12号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 報告第 4号 平成30年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
- 日程第11 同意第 1号 あさぎり町教育委員の任命同意について
- 日程第12 あさぎり町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第13 発議第 1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について
- 日程第14 広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第15 広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第16 議員派遣の件について
- 追加日程第 1 発議第2号 町有地払下げ及び補助金支出の調査に関する決議について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 5号 あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 6号 あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 7号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 8号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 9号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第10号 令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第11号 令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第12号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 報告第 4号 平成30年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について
- 日程第11 同意第 1号 あさぎり町教育委員の任命同意について

- 日程第12 あさぎり町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について  
日程第13 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について  
日程第14 広報調査特別委員会委員の辞任について  
日程第15 広報調査特別委員会委員の選任について  
日程第16 議員派遣の件について  
追加日程第1 発議第2号 町有地払下げ及び補助金支出の調査に関する決議について
- 

## 午前10時 開 会

●議会議務局長（大林 弘幸君） 起立願います。礼。着席ください。

◎議長（徳永 正道君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1 議案第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第1、議案第4号、あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） おはようございます。議案第4号あさぎり町高齢者コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。消費税率の引き上げに伴い、施設使用料等を改定するため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） おはようございます。消費税関連の議案の内容説明に先立ちまして、私のほうで使用料の改定に関する基本的な考え方をまず述べさせていただきたいと思っております。現時点での使用料につきましては、平成26年に消費税が5%から8%に増税されたときに、それ以前の使用料には5%の消費税が含まれていたというようなことで、まず使用料を1.05で割り戻して元の消費税の転嫁前の金額を出しております。割り戻した転嫁前の金額に1.08をかけて改定使用料というものを出したものでございます。今回もその考え方を踏襲いたしまして、もともとの転嫁前の金額を出すために、平成26年度時点の改定前の使用料を1.05で割り戻したものに1.10をかけて、今回の使用料を出したものでございます。なお、端数が出てきた場合には、基本的には円単位を四捨五入して10円単位にまとめるというようなことで、今回算定をさせていただいております。また、平成26年度以前に、26年度以降に使用料が決定したものなど、それぞれの各課特殊事情もありますので、それぞれの各課長から特殊事情などにつきましては御説明をさせていただきたいというふうに思います。次に10ページをお願いいたします。はい、附則でございます。附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。企画財政課からは以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 引き続きまして高齢福祉課所管分について御説明をいたします。11ページをごらんください。あさぎり町高齢者コミュニティセンターの使用料改定につきまして、新旧対照表にて説明いたします。白寿荘の集会室の使用料金は午前午後夜間とも1,030円から1,050円へ、研修室、和室の使用料は、午前午後夜間とも510円から520円へ改定いたします。冷暖房使用料については従前のままでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それではあの、12ページのほうをお願いします。第2条関係、あさぎり町保健センター条例の一部改正案につきまして、新旧対照表にて説明いたします。現行では和室と多目的ホールが、午前午後夜間とも510円でございますけれども、これを520円に改正するものでございます。それから調理室につきましては、現行では620円となっておりますが、これにつきましては630円に改正するものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、農林振興課所管分につきまして説明をさせていただきます。新旧対照表により説明をいたします。13ページとなります。現行の全館から調理実習室につきましては、午前午後夜間全日終日と時間に応じて金額が定められておりますが、改正後にあります通り、10円単位で改正するものです。また備考の燃料代等につきましても同様の改正を同様に改正するものです。次ページとなります。あさぎり町農村女性の会条例につきましてこれにつきましても現行では、全館からトレーニングルームについて午前午後夜間全日終日と時間に応じ金額が定められておりますが、これにつきましても10円単位により改正するものです。また、備考の燃料代等につきましても同様に改正を行うものです。続きまして、あさぎり町もみじ館条例ですが、全館からアリーナについて、午前午後夜間全日終日と時間により金額が定められておりますが、これを改正後のとおり10円単位で改正するものとなります。続きまして、あさぎり町農産加工センター条例ですが、使用料につきましては前回の改正で、円単位で算定をされておりましたので、今回も円単位で消費税を算定しております。これにつきましては、加工場のみそ加工からその他施設使用料と、それぞれ円単位で定め改正するものです。真空パック機につきましては、他の施設の使用料と均衡を保つために、全施設同額としております。続きまして、あさぎり町岡原農産物処理加工施設等条例につきましては、1番の加工場のみそ加工真空包装機利用倉庫並びに2番の石倉等多目的ホール部及び管理棟、石倉等多目的ホールから加工処理施設につきまして、午前午後夜間全日終日と時間に応じて、使用料が定められており、これらにつきましても10円単位で算定したもので簡易宿泊利用と備考の燃料代等につきましても同様の考えで算定し、改正するものです。続きまして、あさぎり町深田農産物処理加工施設条例ですが、利用料金で真空包装機包装機利用は変更ありませんが、みそ加工、その他の施設につきましては10円単位で改正をするものです。あさぎり町深田農産物直売施設条例につきましては、第8条の使用料につきましては、直売施設の使用料として年額について10円単位で改正をするものです。次に、あさぎり町畜産センター条例ですが、全館からその他屋外施設で午前午後夜間全日終日と使用料が定められております。これにつきましても、10円単位で使用料を改正するものです。次に、あさぎり町有機センター条例ですが、第9条のダンプカー、マニアスプレッダーの使用料につきまして10円単位で使用料を改正するものです。次にあさぎり町永里運動公園運動広場条例ですが、1時間当たりの金額の中で、運動広場の一日中利用の町外について、10円単位で改正をするものです。次にあさぎり町林道管理条例ですが、現行第4条、使用料の合計額に100分の108を乗じた額を削除し、現行の使用料金に100分の110を乗じた額を改正後のとおり10円単位で改正することとしたものです。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） それでは商工観光課所管の施設の料金改定について説明いたします。25ページからになります。あさぎり町商工コミュニティセンター、料金表ですけれども新旧対照表で説明いたしますが、他の施設とあわせて、108で割りまして110を掛けた金額で10円単位で改正しております。次の施設ですけれども、27ページです。ビハ公園キャンプ場条例、これも同じく10円単位で改正をしております。次のページ、あさぎり町駐車場につきましては、現行が前回の108%の時には料金を据え置きしておりましたので、これにつきましては105で割り戻して110を掛けた金額、1台につき2、

100円ということで月額決めております。なお、この条例の内容につきましては、上限が2,100円。100円ということで、それ以内で駐車場料金を徴収するということになってますので、商工会が指定管理で管理しておりますので、商工会と協議した結果、現行どおり上限は2,100円となりますが、2,000円の使用料ということで今後も徴収するということが協議が終わっております。次のページになります。おかげで幸福販売店条例。これにつきましては、平成29年に条例を改定しておりますけれども、レンタルサイクルにつきましては、前回の108%になったときも据え置きとしておりましたので、ほかの施設とあわせてところで今回は、105で割り戻して110を掛けた金額で改正をしております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは、建設課所管分について御説明申し上げます。30ページでございます。あさぎり町岡留公園条例でございます。営利事業に使用する場合、1日につき5,400円を5,500円。営利事業に使用する場合1日につき入場料を徴収しない場合は2万1,600円を22,000円に。入場料を徴収する場合は6万4,800円を6万6,000円に改正するものでございます。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、教育課関係を説明いたします。教育課の施設につきましては六つの条例改正となります。31ページをお願いいたします。あさぎり町公民館条例になります。本条例の対象となっております施設につきましては、あさぎり町上校区公民館と中ほどからになりますあさぎり町深田校区公民館の二つの施設でございます。研修室、和室会議室等の使用料改定となります。33ページをお願いいたします。あさぎり町須恵文化ホール条例でございます。34ページまでとなります。各施設の使用料につきましては、上段が町内、下段が町外の方の使用料となっております。次に35ページをお願いいたします。あさぎり町免田永才運動公園条例でございます。B&Gプールに隣接します永才運動公園の条例でございますけれども、基本的には第1に書いてありますとおり、体育活動を目的とする使用については無料でございます。2以下のいわゆる上記以外の目的として使用する場合の料金について改定を行っております。次のページをお願いいたします。あさぎり町運動公園条例でございます。43ページまでとなります。本条例の中では大別いたしますと五つに区分されます。免田総合体育センターグラウンド、上総合運動公園、岡原総合運動公園、深田高山総合運動公園、旧中学校体育施設、それぞれの関連施設の改定となっております。44ページをお願いいたします。あさぎり町立学校体育施設の利用に関する条例でございます。46ページまでとなります。町内五つの小学校及びあさぎり中学校の体育館と野外運動場についての改定となっております。47ページをお願いいたします。あさぎり町生涯学習センター条例でございます。生涯学習センターの事務棟研修棟、西棟それぞれの研修会議室等がございますが、その施設使用料についての改定となります。以上、教育課の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。加賀山議員。

○議員（4番 加賀山 瑞津子さん） すいません。今回の説明については理解しておりますが、今後の課題というところで1点だけ御質問いたします。実は、今各課の説明を受けた中で、使用料について午前・午後・夜間という配分でですね分けてある計算のところと、午前・午後・全日・終日という料金の配分のところがございます。その料金配分に関しましても、例えば石倉の多目的ホール利用については午前が2,100円、午後が2,620円、全日で4,710円。これはもう午前・午後・合計の金額のところもあるんですが、例えば畜産センターたりとかですね、午前が630円、午後が730円、終日が940円と1日利用するときちょっと割安にしてある計算のところもございますので、今回また全課からいろいろ出していた

だいておりますが、できましたら1日使われる方に関しては少しく割安の料金設定っていうのもちょっと今回の中で課題かなと思いましたので、御相談っていうか御提案っていうことで御質問いたしました。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) おはようございます。はい、今回消費税法の改正に伴う増税分を使用料に転嫁する改正を提案いたしました。で、議員おっしゃるとおり、それぞれの施設で使用料の区分、また取り扱いが異なることは承知しております。これにつきましては、各施設のやはり利用目的に応じた料金体系になっているというものでございます。ただ、それを言うばかりではなくて、さらに均衡ある使用料の設定というのは当然図るべきでございますので、今回このようにすべての施設について見直しをかけたこともありますので、議員おっしゃるとおり、それぞれの施設での取り扱いも均衡ある取り扱いができるように検討をさせていただきたいと思っております。

◎議長(徳永 正道君) 他にございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(徳永 正道君) これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第5号

◎議長(徳永 正道君) 日程第2、議案第5号、あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(尾鷹 一範君) 議案第5号あさぎり町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(徳永 正道君) 生活福祉課長。

●生活福祉課長(上村 哲夫君) はい。それでは、議案第5号につきまして説明をいたします。今回の改正につきましては、この条例の上位法令であります災害弔慰金の支給等に関する法律が地方分権一括法案により改正されたことによりまして、本町条例を改正するものでございます。法律の改正内容につきましては、災害援護資金の貸付利率、現行3%につきましては、市町村が条例で制定できるようにすることによりまして、市町村の判断に基づき、低い利率での貸し付けが可能となったものでございます。4ページの新旧対照表をお願いいたします。第14条の規定の変更で利率改正に加えまして今回保証人の項目が追加されております。第2項で改正前の固定された利率から保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は据え置き期間中、通常3年でございますが、は無利子、据え置き期間経過後は延滞の場合を除いて、年1.5%とするものでございます。この年1.5%が市町村が定めるということでございます。また、第3項では保証人の連帯責任について規定し、保証債務は施行令第9条に規定する償還を怠った場合の違約金についても含まれるという内容での改正となっております。次の第15条につきましては償還の方法につきましても、月

賦償還を追加して被災者の方の負担の軽減を図る内容となっております。また、第3項で保証人を削除するものですが、これにつきましては、法律の規定によりまして貸し付けを受けた人が死亡した場合などのやむを得ない場合における償還免除についての規定となっております。ただし書きの規定では、政令で保証人が償還未済額を償還することができるかと認められる場合は償還免除に該当しないという内容になっております。いわゆる保証人が償還をなささいということでございます。この保証人についての規定が施行令から削除されたことに伴いまして、本条例でも削除すること、削除するものとなっております。なお、今回の改正内容につきましては、この法律の適用が災害救助法が適用された場合となっておりますので、広域的な大規模災害の場合を想定して、県内では熊本市の改正内容と同じ内容での改正予定となっておりますことを申し添えさせていただきます。なお、改正条例の施行期日を公布の日から施行するとしております。改正法令の施行期日が平成31年4月1日となっておりますが、改正日に遡及して施行する必要がないことから、公布の日としたものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第6号

◎議長（徳永 正道君） 日程第3、議案第6号、あさぎり町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第6号あさぎり町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、議案第6号につきまして説明いたします。今回の改正につきましても、上位法令であります厚生労働省の省令が改正されたことによりまして、本町条例の関係部分の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、省令により該当する者の規定がありまして、都道府県知事が実施します放課後児童支援員認定資格研修を修了したものでなければならないとされておりましたけれども、この研修を政令指定都市にも実施できるようにすべきではないかという地方からの提案によりまして、本年度から政令指定都市も実施できるように改正されたことに基づきましての改正となっております。3ページの新旧対照表で説明をいたします。第10条職員の項目で第3項県知事の文字続いての部分を都道府県知事または地方自治法第252条の

19、第1項の政令指定政令都市、（人口50万以上で政令で指定する年ということでございますが、全国で熊本市など20都市が該当いたします。いわゆる政令指定都市と言われているところでございます。の長に省令の改正部分と同様に改正をするもの、また、附則第2条につきましては、改元に伴いまして、これまで平成32年という言語表現を令和2年に改正するものとなっております。今後は、都道府県知事が行う研修も政令指定都市の長が行う研修も、厚生労働省が定める放課後児童支援員等研修事業実施要綱に即して行われることとなります。なお、この改正条例の施行期日を公布の日から施行することといたしております。省令の施行期日であります。平成31年4月1日に遡及して施行する必要性につきましては、本町の場合はないものと判断されることによるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第7号、

◎議長（徳永 正道君） 日程第4、議案第7号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第7号あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令に伴い、条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） はい。議案第7号について説明をいたします。これまで、第1号被保険者所得段階第1段階の方の保険料基準額の50%負担率を、平成27年度より前回の消費税引き上げ実施に伴いまして、負担率を45%に引き下げていたものを、今回の消費税10%引き上げに伴い、負担率の軽減対象を第1段階から第3段階まで拡大するものでございます。今回の改正内容は、第1段階の負担率を0.45から0.375へ引き下げ、年間の保険料は3万5,100円から2万9,250円になり、5,850円軽減されます。第2段階の負担率は0.75から0.62号を引き下げられ、年間の保険料が5万8,500円から4万8,750円。9,750円軽減されます。また、第3段階の負担率は0.75から0.725へ引き下げ、年間保険料が5万8,500円から5万6,550円となり、1,950円軽減されます。負担軽減の公費負担割合は国費2分の1、県及び町が4分の1となります。改正分について新旧対照表で説明いたします。3ページをご覧ください。第2条第1項中の平成32年度を令和2年度に改めます。また、第2項の平成30年から平成32年度までの各年度を平成30年度に、とするとし、令和元年度及び令和2年度における保険料率は同号の規定にかかわらず、2万9,250円とするに改めます。これは第1段階の保険料にな



ります。また、負担軽減対象を拡大するために、第3項と第4項を加えます。第3項は、第2段階を対象とし、第2項の保険料を4万8,750円と読みかえるものでございます。第4項は第3段階を対象とし、第2項の保険料を5万6,550円と読み変えるものでございます。なお、附則として本条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものでございます。また、経過措置として、平成30年度以前の保険料は従前の例といたします。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第8号

◎議長（徳永 正道君） 日程第5、議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理、共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部改正について提案いたします。提案理由を申し上げます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会、議会の議決を得る必要があるため提出するものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい、では議案第8号について説明申し上げます。2ページをお願いいたします。今回の規約の変更の理由について御説明いたします。熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から令和元年8月31日をもって合志市が脱退することによるものでございます。このことにより、3ページの新旧対照表のとおり、別表第2に掲げる共同事務を行う町村の中から合志市が削除されるものでございます。1ページにお戻りください。中ほどの附則をごらんください。まず第1項での第1項で、この規約は令和元年9月1日から施行すること、また第2項では、この交通災害見舞金の請求期限は事故発生の日から1年以内とすることから、その間における合志市に関する事務処理を可能とする経過措置を定めるものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第9号

◎議長（徳永 正道君） 日程第6、議案第9号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第2号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第9号令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第2号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳出歳入それぞれ3億6,164万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,738万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） はい、それでは令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第2号を説明いたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条債務負担行為の追加及び変更は第2表債務負担行為補正による。第3条地方債の追加及び変更は第3表地方債補正による。今回の補正予算につきましては、当初の骨格予算への肉づけと消費税増税に伴います不足分を計上したものでございます。次に6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。この6ページと次のページにまたがっております。債務負担行為の追加及び変更でございまして、すべてにおきまして消費税の増税に伴いまして、既に債務負担行為を行っているものについて限度額を追加変更するものでございます。次に8ページをお願いいたします。第3表地方債補正でございます。追加といたしまして、2件、1,900万円を追加するものでございます。下の欄、変更でございますが、表右側の欄、補正後の限度額につきまして、3件、2億6,110万円を増額するものでございます。追加変更ともに補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。次に11ページをお願いいたします。企画財政課所管分につきまして説明いたします。歳入でございます。最上段、款8自動車取得税交付金の減額でございます。今回の税制改正におきまして、消費税の引き上げに合わせて、自動車の車体課税の抜本的見直しが行なわれております。具体的には自動車税の税率の引き下げや、児童者者自動車取得税の廃止、環境性能割の導入等になりますけれども、この自動車取得税交付金につきましては、10月から自動車取得税が廃止となりますので、10月以降の収入予定分につきまして減額を行うものでございます。次の段の目1地方交付税、2億911万5,000円です。今回の補正予算の不足する財源として普通交付税を充当したものでございます。普通交付税の収入見込み額を、本年度は43億7,000万円程度と見込んでおりますので、あと2億7,000万円程度の補正財源があると考えておるところでございます。最後の枠の最上段、目1国庫補助金の厚生労働省社会保障番号システム整備費補助金につきましては、当初予算で計上しております社会保障番号制度中間サーバー、プラットフォーム利用負担金に対する補助金が収入できることになりましたので、その補助金収入でございます。次に13ページをお願いいたします。最下団、款2環境性能割交付金につきましては、新規の款となります。自動車の車体課税の抜本的見直しに伴うもので、自動車取得税の廃止により10月から新たに導入される環境性能割に対する交付金となります。16ページをお願いいたします。歳出でございます。人件費につきましては総務課から説明がございましたのでよろしくお願いいたします。2枠目の目2文書広報費の、節11需用費の印刷製本費につきましては、広報紙の印刷代の追加となり

ます。広報紙は当初予算で24ページを基本として予算計上しましたが、回覧を減らし広報紙に組み込むことを基本としておりまして24ページでは不足するというので、4ページ追加し、28ページを基本として発行したいということで、今回追加するものでございます。その下のホームページ管理委託料につきましては、不足する消費税分を計上するものです。次の目4財政管理費の委託料でございます。財務諸表作成支援業務委託料、固定資産台帳システム保守委託料につきましては、不足する消費税分を計上するものでございます。次のページでございます。目7企画振興費につきましては人件費でございます。中段の目8電子計算費の電算システム改修委託料は、改元に伴うものでございます。その下、電算機器保守委託料、町内施設接続拠点ネットワークサービス委託料、電算機器使用料、総合行政システム使用料につきましては、不足する消費税分を補正するものでございます。最下段目15、地域情報通信基盤整備推進事業費の節4共済費節7賃金の臨時職員賃金、臨時職員通勤手当につきましては、今回、戸別受信機を各戸に配付いたしますが、台帳の作成や通知などの臨時的な事務が発生いたしますので、その事務補助のために臨時職員を雇用するものでございます。次のページをお願いいたします。光ファイバー設備保守委託料デジタル情報無線システム保守委託料につきましても、不足する消費税分でございます。次のふるさと寄附管理システム保守委託料につきましても、同様に不足する消費税分となります。以上で比較財政課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 説明の途中でございますけれども、ここで10分間休憩をいたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 議会運営委員の皆さんがたは第2研修室のほうに大至急お集まりをお願いいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時40分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） はい。それでは続きまして、総務課所管分を歳入から御説明いたします。12ページをお願いいたします。まず一つ目の枠、目8消防費国庫補助金には、消防団救助能力向上資機材として消防団各部へのチェーンソーの整備に対する補助金を計上するものでございます。補助率は3分の1でございます。次に、1番下の枠、目7消防費補助金は、事業費の追加による球磨川水系防災減災ソフト対策等補助金の増額分を計上するものでございます。13ページをお願いいたします。上から二つ目の枠目3雑入、説明の欄2行目の日本遺産人吉球磨観光づくり協議会派遣職員負担金は、平成30年度において本町から派遣した職員の給与に対する人吉を除く構成町村からの負担金を計上するものでございます。なお、負担金の算定は職員を派遣した人吉市、錦町、多良木町及び本町のうち、人吉市派遣職員分は、その総額を人吉市が負担することとし、残り残る3町からの派遣職員分を人吉市を除く旧町村で均等に負担するものでございます。したがって、今回の補正では、歳出において、錦町及び多良木町に対する本町の負担金も計上するものでございます。続きまして、歳出につきまして御説明いたします。15ページをお願いいたします。まず、今回の補正では一般職の給与費につきまして、本年4月1日の人事異動による科目間または会計間の組み替え、並びに諸手当における支給要件の変動及び共済組合負担金率の改定による所要の額を補正するものでございます。このことから、各科目及び特別会計での給与費の補正の説明は省略させていただきます。次に、下の枠、目1、一般管理費、節13委託料の契約管理システム保守委託料は、10月1日からの消費税の増税分を補正するものでございます。節19負担金補助及び交付金の日本遺産人吉球磨観光地域づくり協議会派遣職員負担金は、歳入で御説明いたしました平成30年度における協議会への派遣職員の給与に対する負担金でございます。次ページ、16ページをお願いいたします。最上段の目3文書管理費は説明の欄記

載の使用料における消費税の増税分を計上するものでございます。最下団からの、最下団から次ページにかけての目6財産管理費には、その多くは消費税の増税分を計上するものでございますが、次ページ17ページの、説明の欄2行目の不動産鑑定委託料は、旧須恵中学校施設の賃貸借契約が本年5月31日をもって終了したところ、新たに他の事業者からの賃貸借の申し出があったことから、新たな賃貸借契約における貸付料を算定するための不動産鑑定委託料を5行目の劣化度調査関連業務委託料は、現在策定を進めております公共施設個別計画の実効性を高めるため、施設の劣化度等の状態把握や各種分析など専門性の高い業務の委託料を計上するものでございます。下から2段目の目9支所費は、自動ドア点検委託料に係る消費税の増税分を計上するものでございます。次に、少々ページが飛びますが、28ページをお願いいたします。1枠目の目2非常備消防費には、歳入で御説明いたしました消防団設備整備費国庫補助金を活用し、昨年の台風24号での風倒木被害を踏まえ、消防団の災害対応力の確保を図るため、消防団各部に1台、計36台のチェーンソーを配備するために備品購入費を計上し、目3消防施設には、施設費には、節12役務費に第3分団2部消防詰所改築に係る建築物確認等申請手数料を、節13委託料に消防詰所浄化槽管理委託料の消費税の増税分を、また、節15工事請負費に防火水槽の漏水修繕、撤去及び視認性を高める標示栓の設置に係る工事請負費を計上しております。目4防災管理費には、節14使用料及び賃借料に消費税の増税分を、節18備品購入費は、球磨川防災減災ソフト対策事業での整備計画を前倒し避難場用発電機器の追加購入費を計上するものでございます。最後に給与費明細について御説明いたします。33ページをお願いいたします。ここからが給与費明細でございます。まず、33ページの特別職につきましては、今回補正はございません。次のページをお願いいたします。一般職につきまして、今回の補正の総額を示すものでございます。補正後、補正前、比較の欄に示しております通り、給与費、共済費において、所要額を補正しているところでございます。下の枠につきましては、各手当をそれぞれの手当ごとに比較を示しているものでございます。次のページ35ページをお願いいたします。この表につきましては、今回補正の増減額の明細を示すものでございます。給料、職員手当ともに、その他の増減分に区分するものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分について御説明申し上げます。18ページをお願いいたします。下の枠の中ほど、節13委託料、13万2,000円からその下の節14使用料及び賃借料3万2,000円。その下の使用料及び賃借料の1万7,000円につきましては、いずれも消費税増に伴う追加補正でございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） はい、それでは町民課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。今回の補正につきましては、10月1日からの消費税増税に伴います各委託料の増額補正をするものでございます。歳出になります。19ページをお願いいたします。目1戸籍住民基本台帳費、節13の委託料、戸籍システム、住基ネットシステムに関する保守料、個人番号カード等の裏書き用プリンターの保守に係る経費でございます。4万3,000円の増額となります。続きまして、22ページをお願いいたします。目3環境保全費節13委託料です。生ごみ収集運搬、家庭系有害ごみ収集運搬、不燃物選別処分運搬の各委託料で、5万2,000円の増額をするものでございます。以上で町民課所管の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（上村 哲夫君） はい。それでは、生活福祉課所管分の説明を申し上げます。歳入11ページをお願いいたします。1番下の枠で、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉総務費補助金、説明欄の子ど

も子育て支援事業費補助金につきましては、10月1日からの消費税増税に伴いまして、幼児教育、保育の無償化を実施するための改正、子ども子育て支援法などの関連法案、関連法令が施行されることに伴いまして、その準備に要する費用を国から補助金として交付されるもので、対象経費全額補助となっております。次の節3、プレミアムつき商品券事務費補助金につきましては、今回の消費税率引き上げが低所得者子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするために、低所得者や3歳半未満の子育て世帯主に対して、プレミアムつき商品券の発行を行う市区町村に対しましての国の財政支援措置でございまして、対象経費全額補助となっております。次に、歳出20ページをお願いいたします。中ほどの目4障害者福祉、節13委託料で電算システム改修委託料につきましては、就学前の障害児の発達支援につきましては、10月からの幼児教育保育の無償化に合わせまして児童福祉法施行令が改正されました。利用者の負担が無償化されるとなっております。このために業務のシステムを改修する必要がありますので、ソフトウェアの改修費用を計上したものでございます。2枠飛びまして目7、社会福祉施設費節11、需用費の水道・下水道使用料と電気料につきましては、ふれあい福祉センター分の光熱水費につきまして、温泉施設の廃止に伴いまして、今年度から町の管理といたしておりますが、それぞれの基本料金を当初予算で計上いたしておりました。廃止後の2月・3月の使用料の実績によりまして、今回の補正予算で年間使用料の概算額を計上いたしたものでございます。次の目9、プレミアムつき商品券事業費につきましては、歳入で事業概要を説明いたしましたけれども、準備に要する経費として、節11、事業費で事務用消耗品費と商品券の印刷費用、節12役務費で対象者への購入申請書、引き換え券の郵送料、節13委託料で商品券の販売対象世帯の抽出から交付管理、国が提示しております各種帳簿作成処理のためのシステム導入経費としての委託料を計上いたしております。次のページをお願いいたします。次の21ページ最上段の枠で、目1児童福祉総務費では、歳入で説明いたしました幼児教育保育の無償化を実施するための事務経費としての消耗品費、次の節12役務費の電話料につきましては、児童福祉業務のための社会福祉士が使用します携帯電話の使用料となっております。次の節13委託料につきましては、幼児教育無償化システム改修等事業といたしまして、10月からの制度改正に伴います子ども子育て支援システムの改修費用を計上したものでございます。次の枠の項3救護施設費、目1、救護施設総務費につきましては人件費ですので説明を省略させていただきます。以上で生活福祉課所管の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 高齢福祉課所管分を説明いたします。歳入から説明いたします。11ページをご覧ください。3枠目になります。目1民生費国庫負担金、節1老人福祉負担金、591万5,000円の増額につきましては、先ほど可決いただきました介護保険条例の一部の改正に伴いまして、低所得者の介護保険料を軽減する国の負担分でございます。負担率は2分の1になります。次に、12ページをお開きください。3枠目です。目1民生費、県負担金、節1老人福祉費負担金、295万7,000円の増額につきましては、これにつきましても、介護保険の低所得者保険料軽減の県負担分になります。負担率は4分の1になります。次に、13ページをお願いいたします。3枠目、1行目です。目2民生費、節6社会福祉施設除却事業債。これにつきましては、町債補正追加でありました280万円分についてでございます。これは高齢者コミュニティセンター高山荘解体事業の設計委託料300万円の合併特例債起債分になります。起債充当率は事業費の95%相当となっております。次に歳出を説明いたします。20ページになります。1枠目の最後の行になります。節28繰出金、介護保険特別会計繰出金1,262万3,000円を増額いたします。内訳といたしまして、介護保険特別会計内の包括支援センターの職員異動に伴う、人件費増額分の町負担分として79万1,000円。負担率は19.25%です。それに先ほど歳入で説明いたしました。介護保険の低所得者保険料軽減について国と県の負担分と、町の負担分4分の1を合計した金額、1,183万

2,000円となります。次に、5枠目の2行目になります。目7社会福祉施設費節12役務費、消防設備検査手数料1,000円の増額は、消費税改定に伴う分でございます。次の行になります。節13委託料、設計委託料300万円の増額は、高齢者コミュニティセンター高山荘の機能廃止に伴い、今年度中の計画を予定しております解体設計のための委託料となります。設計期間は、7月から9月を予定しております。次の行です。節23、償還金利子及び割引料、熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業補助金返還金、25万2,000円を増額いたします。平成24年度に熊本県介護基盤緊急整備特別対策事業を活用し高山荘に手すりを設置した際の補助金返還分でございます。工事費は84万円で、全額補助対象でございました。今回、高山荘財産処分に伴い計上するものでございます。以上で高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ここで休憩をいたします。午後は1時30分からです。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 議員の皆さんにお知らせいたします。本日午後1時から全協を行いますので、議員控室のほうに御集合お願いいたします。ちょっと時間ありませんがよろしくお願いいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時30分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） それでは、健康推進課所管分について御説明いたします。21ページをお願いします。歳出でございます。この1番下の表になりますけれども、目1保健衛生総務費、節1報酬の非常勤保健師報酬168万3,000円の減額でございます。これは保健師の産前産後休暇それから育児休暇の取得に伴い、その代替職員を非常勤職員として雇用するよう予算計上させていただいておりました。ただし募集いたしましたけれども、応募者がございませんでしたので、臨時職員として雇用することにいたしました。そのようなことから、臨時職員賃金に組み替えを行うために減額を行うものでございます。次に22ページをお願いします。説明欄の上から3行目でございますけれども、臨時職員賃金87万円です。組み替えました賃金でございます。それからその下の臨時職員の通勤手当2万円。これは組み替えましたものでございます。その下の費用弁償の4万7,000円の減額でございますけれども、これは非常勤職員の通勤手当として計上いたしておりましたものを減額するものでございます。それから中ほどになりますけれども、目7の健康づくり推進事業費、節の9旅費の66万5,000円でございます。これは、歩くことを基本とする健康なまちづくりに関しまして、先進的な取り組みを実施されておられる新潟県見附市、それからこの取り組みに民間の会社として参加しておられる千葉県柏市の株式会社筑波ウェルネスリサーチの研修につきまして補正予算の計上をお願いするものでございます。9万5,000円の7名分でございます。以上で健康推進課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（船津 宏君） はい、農業委員会所管分の説明をいたします。歳出です。22ページをごらんください。目1農業委員会費、1番下の枠の目1農業委員会費ですが、今回の補正は、非常勤職員の産前産後育児休暇取得に伴い、本年7月下旬から来年3月までの間、臨時職員を雇用するために、予算の組み替えを行うものです。まず、節1報酬の非常勤職員報酬102万9,000円を減額します。次に、23ページの節7、賃金の臨時職員賃金と通勤手当分131万9,000円を増額し、これに関係する4共済費を24万7,000円増額した上で、9の旅費5万円を減額するものです。以上で農業委員会所管分の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい。農林振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。歳入からとなります。12ページをお願いいたします。4枠目の目4農林水産事業費県補助金、節2農業費補助金の産地パワーアップ事業補助金につきましては、あさぎり薬草合同会社、球磨黄菊管理組合が実施する生産資材の導入や農業機械等の導入に取り組むため、補助率2分の1の事業により実施するために補助金を受け入れるものです。次に、担い手づくり支援交付金事業助成金は、2件の経営体が採択され、補助率30%の事業により補助金を受け入れるものです。続きまして歳出となります。23ページをお願いいたします。下のほうになりますが、目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金、農業振興補助金につきましては、平成29年度から農業施設機械整備事業を3年間の事業として実施しております。今年度の事業要望を昨年調査を行い当初予算へ反映し事業に取り組んでおりますが、新年度になり要望されていない農家の方々より、事業の要望をいただいたところです。今年度が最終年度となるために、今回補正予算をお願いし事業に取り組んでいただくことができるように600万円の補正をお願いするものです。また、県の事業となりますが、攻めの園芸生産対策事業により、あさぎり町では3件の農家の方々が、単棟強化ハウスの導入を計画されております。補助率は3分の1となっておりますが、これまでの支援内容と同様に、農家負担が2分の1相当額となるように、町、JAで支援を行うために、予算を計上したものです。あさぎり町分の総事業費は、1,391万円で県補助金が463万5,000円となるもので、町からは116万円を支援するものです。今回の事業は、あさぎり町、錦町、水上村、多良木町で10件の農家の方が、事業に取り組まれますが、錦町が事務局となるものです。目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負担金補助及び交付金の担い手づくり支援交付金事業助成金は、これまでの経営体育成支援事業などが統合された事業となりますが、今回2件の経営体が採択され、事業に取り組まれるものです。採択のポイントは、県内では13ポイントとなっておりますが、採択された1経営体は10ポイントでの採択となっております。それはドローンを活用した取り組みがイノベーション枠として認められ採択されたものです。目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金、産地パワーアップ事業補助金は、あさぎり薬草合同会社が薬用作物の産地化のために実施するミシマサイコ比重選別機、投入コンベア、トラクター、掘り取り機を各1台導入するもので、総事業費が、811万8,000円で、消費税を差し引いた補助率2分の1の363万3,000円が交付対象となるものです。この事業については、事業申請も済み、ないまの通知を受けたところですが、県内で実施した産地パワーアップ事業の中で、目標が未達成の事業取り組みがあるために、申請した補助金の95%の交付金となる見込みとなっております。また、JAくま管内を対象として、球磨黄菊管理組合が実施する機械や資材の導入について、申請書を提出しておりますが、事業内容として、暖房機2台と自動換気装置、準幹線、スプリンクラー、水中ポンプを各1台、LED電球300個を整備するもので、あさぎり町の4戸の農家の方が取り組むものです。総事業費は、930万円で、補助予定額が465万円となるものです。この事業につきましても、県内での事業の未達成の影響により減額となることも予想されるところです。目9農業施設管理費、節13委託料の浄化槽管理委託料と清掃委託料につきましては、10月の消費税引き上げに伴う委託料の増額分となります。次ページになります。節18、備品購入費の1,424万5,000円につきましては、有機センターのホイールローダーの更新と農産加工センターの備品の更新、新規導入を行うものです。有機センターにつきましては、事業開始当時に2台のホイールローダーが導入されておりますが、平成26年度に1台を更新し、今回残りの1台を更新するものです。また、農産加工センターで使用している蒸気ボイラー設備が老朽化に伴い、修繕に要する部品の在庫もなく、加工に支障が出ているために、更新するものと同施設に新たに金属検出器を設置し、異物混入防止対策を図るために導入を行うものです。次に、目14多面的機能支払制度事業費、節19負担金補助及び交付金の現地確認システム負担金につきましては、

現地調査用タブレットの年間保守料が10月の消費税引き上げに伴い増額となるものです。2枠目の目1林業総務費、節13委託料の町有林管理業務委託料並びに、林地台帳システム保守委託料と目4林道維持費、節12役務費の林道システム保守料につきましても、消費税の引き上げに伴い増額となるものです。ここで先ほど説明いたしました農業施設機械整備事業の件で、主要事業の説明の折に御質問をいただいておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。ただいまお送りしました農業機械施設整備事業関係の資料となりますが、農業機械関係につきましては消費税関係の、失礼しました課税関係の状況がどのようなふうになっているかということでお尋ねをいただいたところです。1番上の表が、これまで導入しました件数並びに総事業費や補助金額となっております。それから真ん中のところが、税務課のほうで調査いただきまして、軽自動車の登録関係、償却資産関係の登録関係を調べていただいたところです。件数につきましては非常に少なくなっておりますが、軽自動車関係につきましては、標識のつけかえということで、この件数に上がってこない可能性も出ておりますが、その件につきましても、税務課のほうと確認をしたいというふうに思っております。また償却資産関係につきましては、下のほうの米印にありますように、償却資産の免税点が150万点ということで、それに満たない場合は非課税となるもので、その辺も確認をしたいというふうに思っております。参考としまして1番下の表が、農業関係に関する収入と所得となっております。1番右のほうになります。30年分の所得収入関係が、減少しておりますのは、米の直接支払い交付金の分で、6,000万から7,000万の減額が起こっているものも含まれております。それから、ただいま資料で説明しましたが、今度は内訳として載せております。左が平成29年度の導入事業分、それと右側が30年度に導入した分となりますが、赤色の部分が軽自動車に登録をいただいているもの、青色の部分が償却資産税で登録をいただいているものとなっております。この表につきましては6ページにわたっておりますので、後ほど確認いただければと思っておりますけれども、まだ黒字もありますので、こういったところを税務課と連携しながら、情報を提供しながらですね、確認をしたいというふうに思っております。以上で説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい。それでは商工観光課所管の補正予算につきまして説明いたします。歳入からです。12ページをお開きください。4枠目の目5商工観光費補助金、節2観光費補助金、熊本地震復興観光拠点整備推進事業補助金、これにつきましてはビハ公園キャンプ場の管理棟等の改修工事を計画しておりますが、その中で、管理棟シャワー棟のトイレの洋式化に伴う補助になります。トイレ改修に伴う事業費が756万に対しまして2分の1が補助として県より歳入として受け入れます。続きまして、次のページですけれども13ページ、1枠目です。目4産業活性化基金繰入金、節1産業活性化基金繰入金、これにつきましては、商工業振興補助金を補正予算で上げておりますが、その財源に充てる分です。次に3枠目の1番下になりますが、目7商工観光債、節1観光施設整備事業債、これにつきましてはビハ公園キャンプ場管理棟改修工事費に伴い、約2,000万円を事業費として計画しておりますが、補助金を差し引いた分の起債分です。続きまして歳出になります。25ページをお開きください。目1商工総務費、節19負担金補助及び交付金、商工業振興補助金として計上しておりますが、これは全員協議会の中でも御意見等いただきました。補助率2分の1、上限20万円となっておりますが、補助対象事業としましては、機械設備の新規及び更新、そして販路開拓のための取り組みとしておりますが、さらに詳しいところで提示する必要があるのではということですので、例といたしまして、エアコン、厨房機器、レジ等の店舗事業所等に使用されるもの、そして車両につきましてもいろいろ御意見ありましたけれども、保冷車等特殊車両もあるということから、営業用車両も採択の基準とすると。なお、営業用車両につきましては、事業所名を掲示していただくという条件をつけたいと思っております。販路開拓につきましては、ポスター、パンフレット等の印刷製



本費等に充てていただくということになります。次に目2商工施設費、節13委託料、この設計委託料につきましては、商店街街路灯の照明施設の詳細設計を予定しております。延長が国道沿いになりますので、延長が約8キロ、約120基を予定しております。2枠目です。目1観光費、節12役務費、水質検査手数料ですが、これはビハ公園キャンプ場の水質検査分が漏れておりましたので今回補正させていただきます。節13委託料、樹木伐採委託料、これにつきましては、麓城周辺のクスノキが大変大きくなっておるということで、紅葉に非常に影響が出ているということでクスノキ等の伐採を委託する金額を計上させていただいております。次のビハ公園キャンプ場指定管理委託料、これにつきましては消費税改正による増額です。節15工事請負費、これがビハ公園キャンプ場管理棟等の改修工事となります。以上商工観光課所管の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 建設課長。

●建設課長（大藪 哲夫君） はい。それでは建設課所管の補正予算について御説明をいたします。11ページをお願いいたします。歳入です。1番下の枠の目5土木費国庫補助金、節2、道路橋梁費補助金の道路改良補助金ですが、交付金事業で行います橋梁補修関係の工事が1橋と、設計委託が2件、それと舗装補修関係の6本につきまして、交付金の内示がございました。その内示額に減額補正するものでございます。12ページをお願いいたします。上から2枠目の目3土木費国庫委託金、樋門管理委託金ですが、球磨川樋門19カ所の年間の点検操作委託費としての増額によるものでございます。13ページをお願いいたします。上から3枠目の目4土木債、節1道路橋梁債は、歩道整備、橋梁補修、舗装補修工事等に伴います国の補助金の減額内示により、不足となった分合わせまして今回歳出で説明いたします追加工事の工事及び設計等の財源として起債借入れを行うものでございます。24ページをお願いいたします。歳出となります。上の枠の目16農地費です。工事請負費は草津山地区用水補修工事費用として計上しているものでございます。26ページをお願いいたします。目2道路維持費、節13委託料で設計委託料は、免田百太郎線改良測量設計、皆越線法面補修測量設計の追加と小里橋橋梁補修設計の減額を相殺して計上しております。説明のその下の道路施設等維持管理作業員派遣業務委託料については消費税の改定に伴う増額でございます。節15工事請負費は環状1号橋書き換え工事、別府線防護柵設置工事、免田百太郎線防草工事浜川線側溝設置工事を追加するもので、追加するものですが、国の交付金の内示によりふくの前橋補修工事を取りやめとし、舗装補修工事の事業費を減額することとなりましたので、それらを相殺して追加計上としているものでございます。節17公有財産購入費は環状1号橋書き換え工事に伴います用地費を計上しております。目3道路新設改良費節14使用料及び賃借料ですが、電子納品システム支援システムにつきましては消費税増税分を計上しております。あわせまして建築副産物情報交換システム利用料を追加計上しております。節15工事請負費につきましては、川瀬中島線、築地筑紫線島田頭川線の道路改良工事分を計上いたしております。節17公有財産購入費は薬師堂線、須恵深田線、天神27号線、川瀬中島線、築地筑紫線、吉井下道線の用地費を計上しております。節22補償補てん及び賠償金は、薬師堂線須恵深田線の家屋流木の補償費を計上しております。目4道路改良費、節17公有公有財産購入費は、今井中学校線の用地費を計上いたしております。27ページをお願いいたします。1番上の枠の目1河川総務費の節11需用費の消耗品と節13委託料は、歳入で説明いたしましたとおり、国からの樋門管理委託費の増額に応じて増額するものでございます。目2河川改修費、節15工事請負費は、宮原川しゅんせつ工事、免田川護岸補修工事、覚井川補修工事を計上しております。2番目の枠の目2住宅建設費、節13委託料ですが、町営住宅二子団地改修工事設計業務と新堀之内団地外壁改修工事に伴う管理委託分を計上しております。節15工事請負費ですが、新堀之内団地外壁改修工事7戸分です。と竹野団地及び永北団地それぞれ1戸の解体工事費として計上しております。以上、建設課の説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。それでは、上下水道課所管分につきまして御説明いたします。27ページをお願いいたします。歳出でございます。1番下の枠の目1下水道費、節28繰出金、下水道事業特別会計繰出金でございます。今回、下水道事業特別会計におきまして、第1号補正予算を計上させていただいておりますが、それに伴います下水道事業費の不足分として、一般会計からの繰り出しをお願いするものでございます。上下水道課所管分は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） それでは教育課所管分について御説明申し上げます。11ページをお願いいたします。歳入でございます。1番下の枠、最下段の目7教育費国庫補助金でございます。岡原小学校のほうに予定しております野外トイレ建設事業に対しまして、学校施設環境改善交付金の内示がございましたのでその額を計上しております。次のページをお願いいたします。1番下の枠最下団、目8教育費県補助金でございます。学校体育健康教育関係研究推進校補助金でございますが、あさぎり中学校が県の学校体育研究推進校の指定を受けておりますので、それに伴います調査研究に対する県補助金でございます。次のページをお願いいたします。2枠目、目3雑入でございます。学校体育健康教育、関係研究推進校補助金でございます。先ほど説明申し上げましたあさぎり中学校の研究推進校の研究費として、県PTA教育振興財団及び県学校保健会からそれぞれ10万円、計の20万円の計上となります。その下の枠、町債、目6教育債です。節1、学校施設整備事業債を減額しておりますけれども、最初に説明いたしました岡原小学校の野外トイレ事業分に交付金がついたことによります減額及び起債対象事業内容協議によります額を合わせて減額しております。節2の社会教育施設整備事業債につきましては、深田高山総合運動公園実施設計委託に伴います起債でございます。続きまして歳出でございます。28ページをお願いいたします。下の枠、目3教育振興費、節14使用料及び賃借料につきましては、消費税率改定に伴います補正をお願いするものでございます。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金でございますが、自治体国際化協会負担金、ALT1人当たり1万円の増額見直しが行われておりまして、3名分の3万円を計上しております。これも消費税率引き上げに伴います見直しということでございます。次に小学校費の目1学校管理費、節15工事請負費でございますが、須恵小学校体育館玄関前の改修、それから深田小学校の昇降口のシャッター改修などを計画しております。また、当初予算に計上しておりました工事費分の消費税率改定に伴います補正もあわせて計上しております。中学校費の目1学校管理費でございます。節11需用費から節12役務費まで、あさぎり中学校の学校体育健康教育関係研究推進校としての補助金額と同額の支出経費30万円を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。目2公民館費でございます。まず、節13委託料につきましては、消費税率改定に伴います補正をお願いするものでございます。節19負担金補助及び交付金でございますが、公民館等施設整備費補助金を計上しております。区の総会等を得まして取り組むこととなりました2分館分の整備に係る補助金ということで計上しております。目3文化財保護費、節13委託料から、目4、文化ホール運営費、目5図書館費の節14使用料及び賃借料までにつきましては、消費税率改定に伴います補正をお願いするものでございます。次に、最下段目2体育施設費でございます。節11需用費の消耗品費につきましては、体育施設に備えております消火器の薬剤詰めかえ分でございます。修繕料につきましては高山体育館の自動火災受信機設備の修繕料を計上しております。いずれも定期点検で判明し改善するものでございます。節13委託料ですが、深田高山運動公園改修実施設計委託料を計上しております。深田高山運動公園の総合的な改修を行う計画で、スポーツ環境の向上と効果的な維持管理を図る目的として設計を行うこととしております。森園カントリーパーク管理委託料からの説明項目につきましては、消費税率改定によるものでございます。次のページをお願いいたします。14節使用料及び賃借料につきましては、

消費税率改定に伴います補正をお願いするものでございます。節15工事請負費でございますが、上総合運動公園のネットフェンス改修と森園カントリーパークの木製階段の修繕を予定しております。節18備品購入費につきましては、高山それから上総合体育館の消火器の買い換え分を計上しております。下の枠、目1給食センター運営費でございます。節13委託料及び節14使用料及び賃借料、いずれも消費税率改定に伴います不足分をお願いするものでございます。教育課所管分につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） それでは提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、2番市岡です。1点だけ。ページは21ページになります。健康推進課にお尋ねをいたします。1保健衛生費、これの1の報酬ですけれども、非常勤の方の報酬ということで保健師さんを減額しましたと。応募したけど、ありませんでしたとありますが、やはりあの町の保健の底上げをしようということで保健師さんをできるだけこうお願いしたいという気持ちの中でこの予算を上げられたわけでしょうけれども、やはりあの探す努力といいますか、ただ応募してこなかっただけでなくもう少し何かこう手だてされたことがございますか。

◎議長（徳永 正道君） 健康推進課長。

●健康推進課長（松本 良一君） 募集をかけましてですね、期間までに応募がなかったというようなことで、その後どうしようかというようなことで課内で検討いたしましたですね、役場職員のOBの保健師がいらっしゃいましたので、その方においでいただきたいというようなことで話を持っていきまして、ただひと月当たりですね、10日ぐらいしか勤務できないというような話でございましたので、そういうことで臨時職員ということできていただくことになった経緯でございます。

◎議長（徳永 正道君） 市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） はい、内容としてはわかりました。やはり保健師さんの力っていうところをやはり町としても求めていらっしゃると思いますので、そのところを加味したところでお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） お尋ねいたします。設計委託料でですね、あの高山の運動公園のことが掲載されておりますけれども、あとの説明については議会の説明後、あとどこかに説明されるんですかね。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、一応この計画ができましたときから、それから今年度の実施設計に入りますということで、地元の体育委員さん、それからスポーツ推進委員さんの方々、それから運動される団体さんですね、そういった方々にお声掛けをしまして、地元の方々に説明は行ったところでございます。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員

○議員（11番 皆越 てる子さん） わかりました。説明するというなことで安心しましたけれども、実はですね言いますと、平成30年度上総合体育館の改修工事が行われました。そこで天井・床はですね、きれいになって換気扇までつけていただきましたので、健康的な運動はできるというようなことで皆さん喜んで使用されておられます。そこでですね、私も体育館の使用は夜だけしか行っていなかったもんですから、昼間はどうなってるかわからなかったんですけども、たまたまですね4月7日に人吉球磨地区の愛好家によりましてビーチボール大会がありました。そこでですね、あさぎり町の方が会長をされておられます。そこであいさつの中で、体育館がきれいになりましたというようなことで喜んであいさつされましたけれども、あとカーテンがですね、ちょっと直していただければよかったですけどっておっしゃったですよ。でカーテンもじきじき直していただくかと思っておりますけれども、御了承いただきたいというような御あいさつでございませ

た。そこで私も担当者に電話して聞きましたら、カーテンにつきましては今年度の予算もない、来年の予算もないというようなことでした。光が当たりますとですね、あそこも結構もう傷んでおりますので、光が入ってくるんですよ。破けてる間から。その辺のところですね、住民のの説明ちゅうから利用者の声が必要ではなかったかなあというそんな思いがいたしましたので、一応ですね現場を見ていただいて、御検討いただければ幸いかなというようなことで質問しました。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、上総合体育館のカーテンにつきましては私のほうも確認しております。担当とも話しましてちょっと状態が悪かったものですから、昨年度の工事の折に、どうせなら一緒にやってしまったほうがよかったねということで反省をしたところでございます。そういったことがないように地元の方の利用者の方のですね要望を反映することが1番大事ななというふうに感じたところでございます。今後そういったことで進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 皆越議員。

○議員（11番 皆越 てる子さん） はい、結構ですねあそこは総合体育館は利用される方が多いものから、いい方向にですね進んでいけばいいなと思います。ありがとうございます。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） はい。農業振興課に1点だけお伺いいたします。農業振興補助金につきましては、詳細な資料だしていただきましてありがとうございます。確認のためお尋ねいたしますけれども、この中に赤字と青地と黒字とありますけど、黒字の場合はまだどちらにも、登録がなされてないということで理解してよろしいでしょうか。

◎議長（徳永 正道君） 農林振興課長。

●農林振興課長（甲斐 真也君） はい、黒の文字につきましては、標識をですね今まで持っておられたトラクターとか田植機があると思うんですが、それをつけかえられただけのものもあるかもしれないので、その辺は確認をしたいと思っております。また、償却資産関係につきましては先ほど申しましたように150万点とかのその辺の非課税関係もありますので、その辺も税務課のほうと一緒に確認をしたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2点同時の質問ができなかったのですいません。ページ21ページになります。高齢福祉課にお尋ねいたします。前回の全協でですね、高山荘の解体をということで、さまざまな同僚議員から活用、空き地の活用といたしますか、駐車場とむだのないようなそして利便性の上がるような活用してくださいということでしたので、これに関して私も申し上げておきたいんですけども、やはり温泉センター、温華乃遥温泉と、高山荘とこの廃止に向けた説明会の折にですね、当時の土地を持ってらっしゃった所有者の方からどんな思いでここを譲ったのかっていうことも申し添えられました。そういった気持ちもしっかりとつくっていただいて、今後に取り組んでいただきたいと思っております。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（出田 茂君） はい、ありがとうございます。住民のですね、ご好意を持ってですね、土地を分けいただいたという思いをですねしっかりと胸に刻みましてですね、今後高山周辺の運動公園の整備計画もございますので、その辺との整合性をとりながらですね、今後の整備計画というものを考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり決定されました。

#### 日程第7 議案第10号

◎議長（徳永 正道君） 日程第7、議案第10号令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第10号令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第1号は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,335万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（出田 茂君） 議案第10号、あさぎり町、令和元年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第1号について説明をいたします。引き続き読み上げます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。歳入から説明いたします。7ページをお願いいたします。1枠目1行目です。目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料、1,127万7,000円を減額いたします。低所得者保険料軽減に伴う第1号被保険者特別徴収分でございます。次のようになります。目1第1号被保険者保険料、節2、現年度分普通徴収保険料55万3,000円を減額いたします。低所得者保険料軽減に伴います第1号被保険者普通徴収分でございます。2枠目になります。目2地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金、158万2,000円を増額いたします。包括支援センターの運営費に係る国の負担分でございます。負担率は38パー、38.5%となります。3枠目です。目1地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金、79万1,000円を増額いたします。包括支援センターの運営費に係る県の負担分でございます。負担率は19.25%となります。4枠目1行目です。目3地域支援事業繰入金、節2包括的支援事業任意事業繰入金79万1,000円を増額します。包括支援センターの運営費に係る町の負担分でございます。負担率は19.25%です。次の行になります。目4低所得者保険料繰入金、節1低所得者保険料繰入金、1,183万円を増額いたします。介護保険の低所得者の、低所得者保険料軽減の国・県と町の負担分を合計したものでございます。次に8ページになります。目1繰越金、節1繰越金195万9,000円を追加いたします。歳出を説明いたします。9ページをお願いいたします。総額の一行目になります。目1、一般管理費、節13委託料、介護保険システム改修委託料、65万3,000円を増額します。内訳は、今年度10月に介護報酬が改定されますことと、番号制度に係る総合行政システムの改修分になります。その次になります。節14、事業所台帳システム使用料4,000円の増額は、10月からの消費税引き上げに伴います6カ月分の消費税の差額分になります。2枠目になります。目2、一般介護予防事業費、節12、役務費、介護予防普及啓発事業手数料3,000円を増額します。10月以降に開催予定の介護予防サポーター研修の講師派遣手数料の消費税増額相当分になります。3枠目になります。目1地域包括支援センター管理費、節2、給

料138万1,000円の増額。節3職員手当等215万3,000円の増額及び節4共済費61万2,000円の増額は、職員の人事異動及び地方公務員共済制度等の改正に伴うものでございます。このことでの給与費明細等は10ページから12ページになります。3段目の節9旅費2万2,000円の増額につきましては、新人社会福祉士の権利擁護関連の研修旅費になります。次の節13委託料、時間外緊急連絡対応委託料29万5,000円を増額いたします。現在、地域包括支援センターでは24時間電話での相談、対応をしております。このため、専門職員が夜間休日と交代で包括支援センターの携帯電話を所持しております。相談内容は、単に制度の説明を求めるものからDVなどの緊急性を要するものと重要性にばらつきがあります。このため当番となった職員は、命にかかわる電話相談を想定いたしまして、心身が休まらない状態にあります。今回夜間休日の時間外にかかってくる電話相談に対しまして、一たん警備会社が受け付けをし、相談内容の重要性により職員へ転送する業務を委託するものでございます。委託料の内訳でございますが、初回の設定手数料が5万円。月額の基本料金2万円の9カ月分と電話対応料として1件1,000円。相談件数9カ月分40件を想定しておりますので、その分を計上しております。転送する基準といたしまして、制度の説明など重要性が低いものにつきましては、平日の営業時間に相談するように促しまして、DVなど命にかかわる緊急性を要する相談については即時職員へ転送するものでございます。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり決定されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時34分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 日程第8 議案第11号

◎議長（徳永 正道君） 日程第8、議案第11号令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第11号令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） 議案第11号令和元年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号の説明をさせていただきます。まず2ページの第2条から読み上げさせていただきます。第2条で令和元年度あさぎり町水道事業特別会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予算が予定額を次のとおり補正する。収入第1款水道事業収益、補正前の額3億9,823万円、補正額164万8,000円、計3億9,987万8,000円。支出第1款水道事業費用、補正前の額3億4,643万6,000円、補正額941万5,000円。計3億5,585万1,000円。3ページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,079万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,238万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額841万円で補てんするものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款資本的収入、補正前の額1億8,367万8,000円。補正額1,780万円、計2億147万8,000円。支出第1款資本的支出、補正前の額2億7,361万4,000円、補正額1,865万6,000円。計2億9,227万円。第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、上水道整備事業、補正前の額7,530万円。補正額1,780万円、計9,310万円。4ページをお願いいたします。第5条予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額3,834万円、補正額237万2,000円。計4,071万2,000円。詳細につきましては15ページをお願いいたします。補正予算説明書の収益的収入及び支出でございます。まず収入です。1目給水収益、節1水道使用料では、10月以降の水道使用料につきまして、消費税増税見込み分を追加計上したものでございます。16ページをお願いいたします。支出でございます。2目配水及び給水費、節4委託料、水道施設整備実施計画見直し業務委託につきましては、平成26年度にあさぎり町水道施設整備実施計画を策定しておりますが、その中で、平成27年度から令和8年度までは免田地区の老朽管等の更新を行うこととして、その後に須恵地区、岡原地区、深田地区、上地区の順に施設の更新を予定しているところではありますが、昨年の須恵地区の井戸の故障により、須恵地区の整備が急務となったため須恵地区の施設更新に早期に着手することができるようにするため、業務委託を行うものでございます。対象地区は須恵地区の全施設を対象としておりまして、業務委託の事業費は625万9,000円となっております。財源は実施計画については記載の要件に当てはまらないため、水道会計からの支出になるものでございます。その下の段、4目総額総係費につきましては、人事異動に伴います職員の給与等に係るもの及び共済組合の負担率の増に伴うものでございます。17ページをお願いいたします。最上段の節7旅費普通旅費につきましては、水道法により、事業体に1人は水道技術管理者を置かなければならないと規定されておりまして、現在は1名が有資格者となっておりますが、今後の人事異動等によりまして、有資格者が配置できるよう水道技術管理者取得講習会に参加し、資格を取得するためのものでございます。一つ下の節15、会費負担金研修会負担金につきましても、ただいま申し上げました講習会の参加負担金でございます。その下の5目業務費、節2、委託料、量水器検針業務及び水道施設管理業務委託につきましては、消費税増税に伴います10月以降の検針業務及び水道施設管理業務の委託料の増加分を計上したものでございます。18ページをお願いいたします。資本的収入、1目企業債、節1企業債につきましては、来年度以降に予定しております八幡久鹿線、その他の免田地区配水管更新工事に伴います測量設計業務委託の水道整備事業債分でございます。19ページをお願いいたします。資本的支出、1目配水設備整備費、節7の委託料、水道施設更新事業測量設計につきましては、企業債で御説明しました。来年度以降施工予定の免田地区、配水管更新工事の測量設計業務委託料でございます。来年度以降の施工カ所分を、事前に設計しておくことによりまして、来年度以降の工事の早期発注が可能となり、配水管更新工事から給水工事まで、年度内に完了することができるようにするため計上するものでございます。その下の水道施設更新事業に伴う給水工事測量設計につきましては、来年度以降施工予定の免田地区配水管更新工事

に伴います給水工事測量設計委託料分でございます。配水管から各家庭のメーターまでの給水管の設計業務で、1件2万円の40件分を計上するものでございます。ページを戻っていただきまして、9ページをお願いいたします。令和元年度あさぎり町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。下から3段目の資金増加額4,925万8,000円。最下段の資金期末残高4億6,981万1,000円となる見込みでございます。次の10ページから12ページに給与費の明細関係について載せております。13ページをお願いいたします。13ページと14ページは令和元年度のあさぎり町水道事業予定貸借対照表でございます。13ページ下段の資産合計と14ページ最下段の負債資本合計はともに46億3,442万4,662円の見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 16ページですね委託料について、いいですか。16ページの節4の委託料について伺いたいと思います。昨年ですね、削減年というか前年度、須恵地区の水道の水不足ということで本当に大変ピストン輸送されて御苦労されたことだと思います。実施計画の見直しについてですねもっとちょっと具体的にどういう見直しでどういうスケジュール等についてもですねできましたら。現時点でわかりましたらお願いします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） はい。水道設整備事業を実施計画の見直しの業務委託ということでございます。話されましたとおり、昨年度須恵中央地区の水道のほうでいろいろ故障等がございまして、非常に町民の皆様にも御迷惑をかけたところでございます。冒頭にも申しましたとおり、当初の計画としていたしましては、免田地区の老朽排水管を更新をしまして、その後に須恵地区というような順番で、期間的にはかなり長くなりますけれども、令和8年度までを免田地区とその後須恵地区というような計画でおったところでございます。しかしあの昨年のような自体もございましたし、また水質につきましても、須恵地区も含めまして、課題もございましたので、今回は須恵地区の今後の整備計画ということで、そもそもその免田地区の完了と同時にですね、それちょっと以前になるかもしれませんが、今回のこの業務委託を行う予定であったと思います。それを業務委託のほうを今回発注いたしまして、なるべく早期に須恵地区のほうの整備に取りかかれたらということ考えているところでございます。ただその具体的な、今回業務委託をしまして、いろいろまたあの上下水道課とも業者の方ともいろいろ打ち合わせをすることになると思いますが、そのような中で、どういった計画にするのか、恐らくその複数の案が出されるかと思っております。大がかりな免田地区からの送水とか、あるいはその今現在の須恵地区の水源を生かしたものになるのか。建設コストとランニングコストを考慮いたしまして、計画をつくっていくことになろうかと思っております。具体的な年度等につきましては、それ以降の検討課題になろうかと思っております。以上でございます。

◎議長（徳永 正道君） いいですか。他にございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。こ

◎議長（徳永 正道君） れから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）



◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第12号

◎議長（徳永 正道君） 日程第9、議案第12号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 議案第12号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,012万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,419万3,000円とするものです。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 上下水道課長。

●上下水道課長（林 敬一君） 議案第12号令和元年度下水道事業特別会計補正予算第1号について御説明させていただきます。2ページの第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条地方債の変更は第2表地方債補正による。4ページをお願いいたします。第2表地方債補正、今回の補正では免田永才区、下乙区の下水道工事の舗装復旧工事費900万円のうち、下水道事業債390万円、過疎債380万円、計の770万円を増額し、起債限度額を1億3,480万円とするものでございます。補正の詳細につきましては6ページから説明いたします。歳入でございませぬ。上段の目1下水道使用料、節1現年度分使用料でございませぬが、10月以降の下水道使用料につきましては、消費税増税見込み分を追加計上したものでございませぬ。2枠目の目1下水道事業一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金につきましては、今回の歳出補正額1,012万9,000円から上の段の使用料148万4,000円と、下水道事業債770万円を差し引いた94万5,000円を下水道事業費の不足分として一般会計からの繰り入れをお願いするものでございませぬ。3枠目の目1下水道事業債、節1下水道事業債は、地方債で説明いたしました免田永才区、下乙区の下水道工事の舗装復旧工事費分900万円のうち、下水道事業債390万円、過疎債380万円、計770万円を計上したものでございませぬ。次に7ページをお願いいたします。歳出でございませぬ。上段の目2下水道維持費でございませぬが、節2給料から節4共済費までは人事異動等に伴います職員の給与等に係るものでございませぬ。節13委託料につきましては、消費税増税に伴います量水器検針業務委託料の増額分でございませぬ。目4下水道建設費でございませぬが、節2から節4にかけては、職員の給与等に係るものでございませぬ。節15、工事請負費、下水道工事費につきましては、歳入でも説明しました免田永才区、下乙区の下水道工事の舗装復旧工事費分900万円を計上したものでございませぬ。8ページをお願いいたします。8ページから10ページにつきましては給与明細書を載せております。説明は以上でございませぬ。よろしくお願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ございませぬか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。討論ありませぬか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

## 日程第10 報告第4号

◎議長（徳永 正道君） 日程第10、報告第4号、平成30年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 報告第4号、平成30年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告につきましては、地方自治法施行第146条第2項に基づき繰越計算書を調整いたしましたので報告いたします。詳細につきましては担当課長より報告いたしますので、よろしく願いいたします。

◎議長（徳永 正道君） 企画財政課長。

●企画財政課長（片山 守君） それでは、一般会計の平成30年度繰越明許費繰越計算書の説明をいたします。別表の通りではございますが、事業名と翌年度繰越額だけを述べさせていただきまして、財源内訳につきましては、表に記載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。それから繰越の理由でございますが、これまで補正予算などで説明をしておりますので割愛をさせていただきたいと思っております。1行目からです。防災告知機器整備事業2億9,943万7,000円。県議会議員一般選挙62万3,000円。町長選挙62万3,000円。町議会議員補欠選挙88万3,000円。乗り合いタクシー運行事業138万1,000円。保育所等整備事業費補助金、1,803万5,000円。たばこ乾燥機導入事業補助金1,558万7,000円。産地パワーアップ事業409万1,000円。担い手確保経営強化支援事業1,925万7,000円。農業農村整備暗渠排水事業350万円。農業農村整備排水路改修事業660万円。農業用ハウス強靱化緊急対策事業補助金77万8,000円。舗装改修事業1,050万円、道路改良事業390万円。歩道整備事業、67万4,000円。交通安全施設整備事業269万6,000円。消防施設整備事業10万円。学校教育施設整備基金積立金240万円。せきれい館西側進入路整備事業323万9,000円。公共土木施設災害復旧事業2,719万7,000円。以上20件、翌年度繰越額の合計が4億2,150万1,000円となっております。以上で一般会計の繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。

◎議長（徳永 正道君） 報告が終わりました。報告第4号、平成30年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

## 日程第11 同意第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第11、同意第1号、あさぎり町教育委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（尾鷹 一範君） 同意第1号あさぎり町教育委員の任命同意についてよろしく願いいたします。あさぎり町教育委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求めます。令和元年度6月14日提出、あさぎり町長尾鷹一範住所、熊本県球磨郡あさぎり町須恵622番地の2、氏名、澤田光徳生年月日昭和29年11月6日生まれ。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。提案申し上げますので同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（徳永 正道君） 提出者の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入り口を閉じます。ただいまの出席議員は16人です。次に、立会人を指名します。会議規則第28条規定によって、立会人、10番、永井議員。11番、質疑はない。それではただいまの出席議員は16人です。次に、立会人を指名します。会議規則第28条規定によって立会人、10番、永井議員。11番、皆越議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。投票用紙の配付漏れはありませんか。配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異状なしと認めます。ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。投票漏れはございませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。永井議員、皆越議員、開票の立ち会いをお願いします。投票の結果を報告します。投票総数16票。有効投票16票。無効投票0。有効投票のうち賛成票16票。反対票0票でございます。以上のおとり賛成が多数です。したがって、同意第1号、あさぎり町教育委員の任命同意については、同意することに決定しました。議場の出入り口を開きます。

## 日程第12

◎議長（徳永 正道君） 日程第12、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、氏名推薦にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。ここで名簿を配布いたします。選挙管理委員には、沖松学君、岡部和平君、福永喜一君、北川一之君、以上の方を指名します。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました沖松学君、岡部和君、福永喜一君、北川一之君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

◎議長（徳永 正道君） 次に、選挙管理委員補助員には次の方を指名します。第1順位、甲斐龍馬君、第2順位、村山幸典君、第3順位、城本隆一君、第4順位、恒松秀行君。以上の方を指名します。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員補助員の当選人と定めることに、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがってただいま指名しました第1順位甲斐龍馬君、第2順位村山幸典君、第3順位城本隆一君、第4順位恒松秀行君。以上の方が順序のおとり、選挙管理委員補助員に当選されました。

## 日程第13 発議第1号

◎議長（徳永 正道君） 日程第13、発議第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） 発議第1号、令和元年6月14日、あさぎり町議会議長徳永正道様。提出者あさぎり町議会議員久保田久男。賛成者、同議員皆越てる子。新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条第1項及び第2項の規定により提出します。提出理由であります。過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって、安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市も含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であり、新たな過疎対策法の制定を強く要望するためであります。意見書については、裏面に掲載しております。よろしく願いいたします。

○議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（徳永 正道君） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（徳永 正道君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14

○議長（徳永 正道君） 日程第14、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。6月13日までに、市岡貴純議員、委員、加賀山瑞津子委員、橋本誠委員、久保田久男委員から各常任委員会の申し合わせにより、広報調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。異議なしと認めます。したがって、市岡貴純委員、加賀山瑞津子委員、橋本誠委員、久保田久男委員の広報特別調査委員の辞任を許可することに決定しました。日程第10号、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に4人の欠員が生じたので、新しい委員の選任を行います。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、岩本恭典議員、久保尚人議員、小出高明議員、豊永喜一議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、新委員として岩本恭典議員、久保尚人議員、小出高明議員、豊永喜一議員を選任することに決定しました。

○議長（徳永 正道君） 広報調査特別委員会開催のため暫時休憩をいたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 広報調査特別委員の皆様方は第2研修室のほうに御集合願います。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時23分

○議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程第15

○議長（徳永 正道君） 日程第15、特別委員会の委員長、副委員長の選任結果についてを議題とします。各委員会の代表者に報告願います。久保議員。

○議員（6番 久保 尚人君） 別室で広報調査特別委員会を早速開催いたしまして、委員長に久保尚人、そして副委員長に難波文美でやってまいりたいと思います。町民の皆さんにこの議会のことがより詳しくわかるような活動にしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

## 日程費 1 6

◎議長（徳永 正道君） 日程費 1 6、派遣、議員派遣の件についてを議題とします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって議員を派遣することに決定しました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は議長に一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等については、変更が生じた場合は議長に一任することに決定いたしました。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。ただいま小見田議員ほか2人から町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議が提出されました。町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し直ちに議題とすることについて採決します。この採決は起立によって行います。この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立多数です。したがって、町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議の件を日程に追加し議題とすることの動議は可決されました。

## 追加日程第1 発議第2号

◎議長（徳永 正道君） 追加日程第1、発議第2号、町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。小見田議員。

◎議員（12番 小見田 和行君） 提案理由を朗読いたします。平成30年度食品加工会社の新築工事に係る町有地払い下げ及び多額の補助金の支出及び平成30年度から令和元年度に幼稚園新築工事に町からの補助金が支出されているが、それぞれの事業にあさぎり町議会議員が介入したのではないかと世論があり、住民の間で政治問題化している。また、平成31年4月9日に町民からあさぎり町議会の政治姿勢に関する要請書も議会に提出されており、事実の解明を求められている。今回の事案はあさぎり町政治倫理条例第2条第3項及び4項あさぎり町議会基本条例第18条に深く関連することである。よって、特別委員会を設置し、町有地の払い下げや、補助金の支出が適正に行われたのか。また、あさぎり町議会議員の介入があったのか。疑惑を解明し町政及び議会に対する町民の信頼を回復する必要があるため、この調査を行う決議案を出しております。以上です。

◎議長（徳永 正道君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。加賀山議員。

◎議員（4番 加賀山 瑞津子さん） 私は反対討論を行います。提案理由の文言の中に、それぞれの事業にあさぎり町議会議員が介入したのではないかと世論があり、住民の間で政治問題化しているとありますが、私も含めて何人かの議員の耳に届いているのは、怪文書の作成にあさぎり町議会議員が介入しているのではないかと疑念を抱いておられるたくさんの町民の声、方々の声です。また、4月9日町民の方から議会

に提出されましたあさぎり町議会の政治姿勢に関する要請書で、事実の解明を求めておられるとありますが、この要請書は書式としては受理されたものの、内容については提出根拠として添付されたものが住所・氏名・不明の例の怪文書でありました。そのために審議とはなっておりません。あさぎり町議会として取り組むのであれば、偏った世論だけでなく多方面からの意見があることもしっかりと考えなければならないと思います。デジタル100、デジタル朝日新聞では、百条委員会は自治体の長や議員に疑惑や不祥事が生じた場合、真相を究明するために開くとあります。世論のとらえ方についてもまだ不明瞭さを残す中で、今回調査を行うとある事業についても、私たち議員は、協議の中で承認してきた事案でもあります。尾鷹町政のもと、一つとなり進み始めた大事な今執行部にもまた余分な大変な精神的ストレスをおかけするのではとても心配しております。よって私は反対討論といたします。

◎議長（徳永 正道君） ただいま反対討論がありました。次に賛成討論の方はいらっしゃいませんか。豊永喜一議員。

○議員（9番 豊永 喜一君） 賛成討論をいたします。私は、議員になりましたのは常々町民の声の代弁者という思いを常に持っておりますけれども、確かに世論はですね、どちらの意見もあろうかというふうに思います。ただあの少数の意見に耳を傾けることも、一つは議会の役割だというふうに私は思います。まして、開かれた議会を目指すというようなことで活性化特別委員会までも設置をしてですね、基本条例あるいは政治倫理条例あたりでもですね、重視しながら、真摯にこういったことにもですね、目を向けてやっていくことも大切だろうというふうに私は思います。そういうことで私は賛成いたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に反対討論の方、永井議員。

○議員（10番 永井 英治君） 10番です。この話の根源はいわゆる怪文書から出たことであります。また、先ほど加賀山議員が述べられましたとおりに、4月9日に町民の方より提出されましたあさぎり町議会の政治姿勢に関する要請書の取り扱いもその怪文書に基づくものであり、その怪文書自体が議会で正式に討議するものではないということから議長預かりとなっております。よってその怪文書や要請書に基づく委員会を設置するものではないと考えます。それでもですね、それでも事実解明を求めらば、違う手法で、地方自治法第98条第1項に基づき、各常任委員会で各常任委員会、所管でですね、所管の常任委員会2つほどあります。3つかな。とにかく各常任委員会で事務の検査をやるのが筋だと思います。よって私は反対といたします。

◎議長（徳永 正道君） 次に賛成の方の討論ございませんか。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 賛成討論を行います。今回の議会の一般質問におきましても、この怪文書の問題についての質問が町長にありましたが、その中でもですね、あたかもこの文章の作成を、今さっきもありましたが、16名の議員の中に、それがおられるのではないかという発言もありました。私はそのような発言をされるのであれば、その根拠を持ってですね、発言があったということであればですね、私は、そのことこそ議会で十分な調査をに対応しなければならない問題だろうというふうに思います。しかし、これが根拠もなく、自分の思いであのような発言をされたということになればですね、一般質問というこういった公式の発言をされましたことは、私は議員に対する冒瀆であり、あるいはその発言で議員間がですね、疑心暗鬼に陥って、非常にこれからの議員活動に私は影響が出てくるのではないのかなという心配をしております。よって質問された議員におかれましてはですね、発言の根拠となるものを示していただきたいという思いがいたしております。今回のように一般質問まで取り上げられるような問題となった文書の内容を見ますとですね、やはりこれは議会ですっきり対応しなければならない重要な事項が含まれているというふうに私は受けとめております。私は怪文書でなくてですね、告発文であったというふうに受けとめております。その内容は、やはり私どもがつくり上げたあさぎり町の倫理条例そしてあさぎり町議会の基本条例、このこ

とにやはり深くかかわりを持ってくるわけです。ですから私は、対象となっている議員のですね、議員も仲間でありますから、そのことをしっかりと説明をしてあげて、そしてその方の汚名を挽回してあげるということが私は議会で課せられた大きな役割だろうというふうに思っております。これをおざなりにしてしまいますとですね、私は町民の理解や、それから議員への信頼は失われていくというふうに思います。ひいては尾鷹町政にも影響してくるのではないかなというふうに思っております。ですから今回の事案は本来はですね、全会一致で私は認めていくことこそが選挙をもうしこりをなくして、議会と執行部が一丸となって、町民の福祉の向上に邁進できるものだというふうに考えますので、多くの皆さんがたの協力をいただければなというふうに思いまして賛成討論といたします。

◎議長（徳永 正道君） 賛成討論がございました。次に、反対討論。小出議員。

○議員（7番 小出 高明君） はい、反対の意見を述べます。先ほど加賀山議員、また永井議員の言われたことと同意その上でまた、この提案理由の中で、食品会社の新築工事に関わる町有地払い下げ及び多額の補助金の支払いとありますが、この払い下げ価格につきましては、不動産鑑定による土地の評価に基づく価値でありまして、また価格でありまして、また補助金についても、国・県そして町の補助金要綱に基づいた支払いであります。委員会としても、この流れには私は問題はなかったというふうに思います。また議会としても、特別な異論もなく承認をしておりますので、その上で食品会社、そういった着工、また今度の21日の日の完成落成式、そういった今後夢と希望を持って操業に当たられると思いますので、ここで私たち議会がですね、こういう決議文を出すというのは私はおかしいということで、反対の意見とさせていただきます。

◎議長（徳永 正道君） 次に賛成の方の、討論はございませんか。他にございませんね。久保田議員。

○議員（15番 久保田 久男君） はい。反対の立場で討論いたします。私は今回確かに一般質問で取り上げました。取り上げるにあたってはですね、私は私なりの覚悟をもって取り上げたつもりであります。就任されたばかりのですね尾鷹町長に対して本当に申しわけないと思ひもありながらですね、しかし、これはこれとして、一般質問を最初で最後にしようという覚悟の中でやったつもりであります。今回、今朝この決議案が提案されているわけですが、選挙が終わってですね、もう1カ月が過ぎて、少しづつやっぱり時間がたっていくとですね、段々町民の方、町民もですね落ちついてこられて、新しい町長のもとで、新しい町政が行われているということで、期待が深まっていくと。それが町の発展になると私は思っております。先ほど14番議員からもうあえて私のことを言われましたので、私も反論しますが、私は発言を誰かがしたということは言うておりません。情報源はどこかという中で、やはり内部を知り得る人でないと、こういう議会内のことは出てこないということの中から、申し上げたものであります。内容を見ればわかりますよね。一般の町民の方が知り得ることじゃないですよ。どこかでそこが情報が出ているからこそでてるわけですから。そういう中で今回のですね町長も認められませんでしたし、この怪文書をですねこの事案を百条委員会をつくって特別委員会をつくってですね、調査するということが、私は全く認められないと思っております。こういうことが政治問題化されていること自体がおかしいんですよ。そういう意味がですね、もうほんとにですね、これいつまでかかるかわかりませんよ。百条委員会といっても限界があるわけですから。10万円ぐらいの予算で百条委員会つくってやっていくといってもですね、むしろ私は町民の幸せ、そして町の発展を願うなら、議会としてのやっぱり冷静な判断はしなければならぬと思いますよ。感情だけでやるべきではないと私は思います。私は反対です。

◎議長（徳永 正道君） ほかに。討論ございませんか。市岡議員。

○議員（2番 市岡 貴純君） 2番市岡です。私も反対討論いたします。このに関しましては、私議員になりまして、この怪文書っていうところをですね、改めてこういう立場で見させていただきました。やはりこの一つはフィクション、作り話、げなげなし、こういうところにまず本当にスポットを当ててそこで立ち上

げていいのかと。あと住所も名前も全然違う。例えばです、私が小説家だとします。町のことを書きます。皆さんそれ読んであーそん町の事はそやん事かとそれを信じてじゃあ議会どやんかせろと。それは違うと思います。文面の最後に、次は尾鷹陣営のことについてということで、もしかしたらこの後、何かの形で出てくるかもしれません。そのときに、今尾鷹町長が今後一生懸命まちづくりしますと、議会もしっかりとそれを両輪として支えますと、そういった中に、今度はまたそこでそういった異論も重なっ行くと。それが本当にいいものかということは、私も考えます。よって、反対討論といたします。

◎議長（徳永 正道君） ほかに討論ございませんか。森岡議員。

○議員（8番 森岡 勉君） 8番森岡でございます。私も反対の立場から討論させていただきたいと思えます。私は今のあさぎり町議会は、信頼を失った状態ではないと思っております。また今回、根拠のない要望書で議会の基本条例や倫理条例に抵触したと申されておりますけれども、それは少しも抵触でないと思っております。私も監査委員として議会から出させていただいて、いろいろ毎月チェックをしておりますけれども、議会の中でも、私たちの活動の一環の一つとしてチェック機能は十分に果たされていますし、それを見届けておるといところでございますので、今回の決議案につきましては、何ら今までのことに瑕疵はないと私は考えましたので、今回の決議案につきましては反対という立場でございます。

◎議長（徳永 正道君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（徳永 正道君） 討論も出尽くしたようでございますので、これで討論を終わります。

◎議長（徳永 正道君） これから町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議を採決します。この採決は起立によって行います。この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（徳永 正道君） 起立8名でございます。よって8対、賛成8、反対7、8対7で起立多数です。したがって、町有地払い下げ及び補助金支出の調査に関する決議は可決されました。

◎議長（徳永 正道君） ここで暫時休憩いたします。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 特別委員会の前にですね、この決議書によりますと、建設常任委員会と厚生常任委員会から2名となっております。まずその2名の選出をしていただいた後に、今設立されました特別委員会のメンバーの方がまた寄っていただきまして、一応委員長副委員長を決めていただければと思っております。建設経済委員会はですね、第2研修室、厚生常任委員会は議会事務局のほうに御集合いただければと思います。そのあと今回の特別委員会のメンバーの方で寄っていただきまして、正式に委員長、副委員長を選任いただいて、最後に報告となります。よろしく願いいたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後4時02分

◎議長（徳永 正道君） 休憩前に引き続き会議を再開します。特別委員会の委員長、副委員長の選任結果についてを議題とします。代表者に報告願います。小見田議員。

○議員（12番 小見田 和行君） ただいま、百条委員会特別調査委員会の内容を報告いたします。ただいま委員長、副委員長を互選を終了いたしました。結果をお知らせします。委員長、不肖、小見田和行が仰せつかりました。副委員長、加賀山議員にお願いいたします。以上報告終わります。

◎議長（徳永 正道君） お諮りします。本定例日の会議で議決の結果生じた事項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。異議なしと



認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することと決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

●議会事務局長（大林 弘幸君） 起立願います。

午後4時04分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 元 年 1 2 月 1 2 日

議 長 徳 永 正 道

署名議員 小見田 和 行

署名議員 奥 田 公 人